

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 令和元年度静岡市定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和元年度静岡市行政監査（テーマ監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

監 査 公 表

静岡市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 20 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 20 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子

同 丹 沢 卓 久

同 池 邨 善 満

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2 監査の種別

(1) 監査の名称

令和元年度行政監査（テーマ監査）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第2項

3 監査の対象

(1) 監査のテーマ

「市立認定こども園における保護者からの徴収金の管理体制」

(2) テーマ選定の理由

市立の認定こども園（以下「こども園」という。）においては、静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に規定する費用として、保護者から行事費・用品費などの徴収金（以下「徴収金」という。）を徴収している（実費徴収）。徴収金は園長及び職員が公務の中でその収入、支出等の手続を行っており、条例に則った事務処理がなされているものの、こども園が従前の保育園と幼稚園から移行した経緯もあって、徴収金事務について統一的なマニュアルは整備されておらず、各こども園で個別に事務が処理されている。また、こども園については徴収金と類似の性格を有する「学校預かり金」を扱う市立小・中学校とは異なり事務員が配置されていない園もあり、各園で徴収金の管理体制に差異があることからみても、その取扱いについてはリスクの高い事務であると考えられる。

以上のことから、こども園で事務処理を行っている徴収金の必要性や管理体制等について、行政監査（テーマ監査）を実施することとした。

監査対象及び対象とした事務事業は、それぞれ次のとおりである。

ア 監査対象

子ども未来局	こども園課
こども園 (全56園中20園)	<u>飯田北</u> 、 <u>高松</u> 、 <u>飯田南</u> 、 <u>服織中央</u> 、 <u>富士見台</u> 、 <u>高部中央</u> 、 <u>上土</u> 、 <u>清水</u> 、 <u>有度北</u> 、 <u>興津北</u> 、 <u>蒲原東部</u> 、 <u>三保</u> 、 <u>庵原</u> 、 <u>横砂</u> 、 <u>入山</u> 、 <u>安東</u> 、 <u>西奈</u> 、 <u>大谷</u> 、 <u>和田島</u> 、 <u>藁科</u>

※1 子ども未来局については、こども園を統括するこども園課を対象とした。

※2 こども園全56園のうち、おおむね3分の1となる20園を対象とした。

※3 下線が引かれている7園は、監査委員事務局職員が現地調査を行った。対象園の選定については、旧保育所・旧幼稚園の別、事務員（正規・非常勤嘱託）の有無、園児数等を勘案した。

イ 対象とした事務事業

原則として、令和元年10月以降における徴収金の管理体制（ただし、必要に応じて期間外の徴収金の管理体制を対象とした。）。

4 監査の着眼点

- (1) 徴収金の事務処理が、条例に則り適正に行われているか。
- (2) 徴収金の事務処理の手順や帳簿が適切に整備されているか。
- (3) 徴収金の流れを管理・統制する体制は適切か。また、その体制は有効に機能をしているか。
- (4) 徴収金の事務処理において、保育教諭への過度な負担はないか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査（監査委員の実施する監査）

こども園課に対して監査資料に基づく説明を聴取するとともに、質疑等を通して実態や課題等を把握した。

(2) 予備監査（監査委員事務局職員の実施する予備的な監査）

監査委員事務局職員が監査資料の確認及び現地調査を行い、その結果を監査委員に復命した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
(1) 本監査 こども園課に対する聴 取・質疑等	静岡庁舎新館16階 監査委員室	令和 2 年 1 月 31 日 (金)
(2) 予備監査 監査対象園に対する書 類・現地調査	監査対象園執務室、監査 委員事務局執務室など	令和元年11月 8 日 (金) から 令和 2 年 3 月 30 日 (月) まで

7 監査の結果

(1) 予備監査の過程において、以下の事実を把握した。

ア 監査対象園のうち、監査時点で徴収金の取扱いがあると回答したこども園における徴収金の主な種類と処理方法は、次のとおりである。

(ア) 新年度用品代金 (監査対象20園中10園・50%)

入園時や新年度用に園児が必要とする園服や帽子、絵の具等の物品に係る経費で、徴収金袋を用いて保護者から現金を預かり、人数分が集まった時点で業者が直接園に受け取りに来ていた。徴収金については、通帳がないため、現金は人数分合計額が集まるまでの間、園の金庫で保管されている。園によっては仲介のみを行い、金銭のやり取りは業者が作成した専用の徴収金袋を用いて保護者から預かった袋を開封せず、業者に直接渡している例もあった。

(イ) 園外活動におけるバス・電車代等 (監査対象20園中6園・30%)

遠足等の園外活動に係るバス代や入場料 (主には付き添いとして参加する保護者の実費相当分) を、徴収金袋を用いて徴収していた。園によっては、教育の一環として、園児分の切符代についても、あえて現金を触らせるために保護者から実費を徴収する例もあった。なお、園長や副園長が立替払を行い、後日保護者から徴収し、全額が集まった時点で精算を行っている例も見受けられた。

(ウ) 写真代 (監査対象20園中4園・20%)

運動会や遠足等の際に撮影した写真や、卒園アルバムに使用する写真について、その実費分を徴収している園があった。印刷する際は、園がプリンターを用いて印刷する場合と写真店へ依頼する場合があり、前者は各園で独自に決めた単価を用いて、保護者から直接徴収しており、後者は写真店の単価を用いて、保護者から直接徴収した

現金を園が写真店へまとめて払っていた。また、後述する保護者会が取りまとめを行い、園が関与していない例もあった。

(エ) 保護者会費・P T A会費（監査対象20園中6園・30%）

保護者会は、園児の保護者を構成員とする団体であり、旧保育園を母体とするこども園に、P T Aは、園児の保護者と保育教諭を構成員とする団体であり、旧幼稚園を母体とするこども園にそれぞれ存在し、園の行事の際のプレゼントなど園児個人に支給される物品の購入等を行っている。

これら団体の会費については、特定日に保護者会・P T A役員が園で直接保護者から徴収している例が多いが、「通帳を園に預けている」、「未納者分の徴収を園が行っている」など、園が何らかの形で関わる例が多かった。

なお、P T A会費は、教育委員会（市立小・中学校）では私会計として整理されているが、こども園ではその位置付けは明確にされていない。

(オ) 学年費（監査対象20園中3園・15%）

旧幼稚園からこども園に移行した園では、市立小・中学校と同じく学年費という形で園児全員が購入する物品や参加行事に係る経費に充てるため、毎月定額を保護者から徴収している例があった。この中には卒園アルバム経費として通帳に積み立て、翌年度に繰り越す例もあり、取り扱う金額も比較的高額となっていた。

イ 各園の徴収金に対する認識

(ア) 令和元年10月から給食費が公金化された（注）が、給食費と同様に他の徴収金についても公金化されることが望ましいとの声があった（監査対象20園中3園・15%）。

（注）令和元年10月から国の施策として幼児教育・保育の無償化がスタートし、原則として保育料が無償化され、それまで保育料に含まれていた副食分相当額を含めてすべて保護者の実費負担となった。本市では、これを機会に、適切な食材料費の管理を行うため、給食費を公金化し、市の会計を経由してこども園課が処理することとなった。

(イ) 現金を各園で取り扱うことに対し、リスクを感じている園があった（監査対象20園中6園・30%）。

(ウ) 給食費の取扱事務がこども園課へ引き継がれたことにより、徴収金全体の事務負担の軽減につながったものの、依然として各園での徴収金事務の差異や現金管理それ自体について負担を感じるとの声があった（監査対象20園中6園・30%）。

(エ) 徴収金の取扱内容が各園で異なることから、統一的なマニュアルの整備を期待する

声があった（監査対象20園中12園・60%）。

(2) 本監査では、予備監査の状況を踏まえ、こども園課に対して質疑応答を行った。その状況は、以下のとおりである。

ア こども園課と各こども園の関係性

(ア) こども園の園長は、当該こども園の事務を専決することができ、運営に関するすべての権限を持っているが、こども園はこども園課の内部組織（係相当）として位置付けられており、保育教諭の研修、予算・決算事務等はこども園ごとに取り扱う事務としては馴染まないため、こども園課で行っている。そのため、こども園課長は各こども園で行われている事務執行全般に関与することができ、園長の指導監督を行う立場であるとのことであった。

(イ) 徴収金事務については、統一的な徴収金の内容や金額をこども園課で決定することはしておらず、各園長の責任において行っている。こども園課では、各保護者に対しての説明時に用いる「重要事項説明書」のひな型を示し、その中で各園が徴収金の内容や金額について記載しているとのことであった。

イ 公費負担についての考え方

前述したように、園外活動における園児の交通費について、公費ではなく徴収金を充てている園があったが、こども園課では、園児数や定員数等に応じて消耗品費、備品費、修繕費等の予算を各こども園に割り振っており、その際に各予算の使用目的を明示しているとのことであった。

しかし、公費で購入すべきものと、徴収金で購入すべきものの区分の具体例を示すものはなく、各園から個別に照会があった際に回答しているとのことであった。

ウ こども園と保護者会・PTAとの関係性について

(ア) こども園には保護者会とPTAが存在しているが、両団体が混在する経緯として、平成27年度の新制度移行に当たり、事務のすり合わせを行った際、両者を統合させるのは大きな混乱を招くことから現状維持としたとのことであった。

(イ) 保護者会は各保護者のみで構成された団体であるため、保育教諭が会の事務に関与することは適当でないと考えるものの、PTAについては保育教諭も構成員であることから、会の事務に関与することはあり得ると考えているとのことであった。

エ 徴収金事務に係る統一的なルールの作成について

こども園課として、従前からコンプライアンス推進課が実施している「準公金の執行

管理に関する調査」を活用して徴収金の現状把握に努めてはいたものの、統一的なルール必要性を認識しており、今後全こども園の実態を調査した後、徴収金に特化した独自マニュアルの作成を目指すとのことであった。

以上の監査の経過を踏まえ、2件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。

【指摘事項1】

公費と徴収金の区分について

徴収金については、これが条例に基づく実費徴収である以上、公金として市が徴収すべきものなのか、市会計に収入しないが公務に必要な経費として事実上公金に準ずるものとして徴収すべきものなのか、あるいは市立小・中学校と同様に「預かり金」として管理すべきものなのかを整理した上で、それぞれの位置付けに応じたリスク管理を行う必要がある。

しかし、現状は、こども園課は「準公金」と同等の取扱いが適当であると考えている一方で、各こども園ではその認識は乏しく、市の定める「準公金取扱基準」の各種様式を使用しているこども園はない上、日々取り扱う現金の出納整理すら行っていないこども園もあった。

また、新年度用品代金について、あるこども園では公費で購入している物品が他の園では徴収金で賄われている例や、教育の一環である園外活動時に使用するバスについても往路は公費から支出するものの、復路の経費（園児分）は保護者から徴収する例など、経費負担の考え方に一貫性がない例もあった。

このように、そもそも各こども園では公費として配当された予算を執行するという意識と条例に基づく実費徴収によって賄うという意識が分別されておらず、事業実施に当たり不足する予算については、保護者会やPTAと相談の上で実費徴収で対応するようなことが慣例となっているという実情が窺えた。

これらの原因は、市として徴収金の概念自体が未整理であり、こども園課が各こども園に統一的な見解を示さないまま現場任せの運用を行っていたことにある。こども園への移行から既に5年が経過した今、徴収金の取扱いについてこのまま「忘れ去られた事務」とすることは許されず、早急にこども園に係る公費と徴収金の区分の在り方そのものを整理し、徴収金に係るリスク管理を組織的に行う必要がある。

【指摘事項2】

保護者会・PTAとこども園の関係について

過去の経緯から、こども園に保護者とPTAが混在してきたという事情はあるものの、この状態は保護者の立場から見れば理解しがたいものがあり、保育教諭にとっても、配属されたこども園によって、突然費用負担（PTA会費）を求められたり、PTAの事務負担が増えたりすることから、職員間の公平性が担保されないものとなる。

その上、予備監査で調査を行ったこども園の中には、重要事項説明書に条例に基づく徴収金（実費徴収）として、「保護者会費」や「PTA会費」との記載のあるものがあつたが、保護者会費であれ、PTA会費であれ、そもそも条例に基づく実費徴収としての徴収金として妥当なものなのか、市立小・中学校と同様に私費とすべきものなのか不明確なままの状態である。この点については、平成28年度包括外部監査においても、「PTA会計事務の管理のあり方について」意見が出されていたが、特段の対応はなされていない状態である。

こども園への移行から5年が経過した今、こども園課として各こども園の保護者とPTAの現状を十分に把握し、こども園とこれらの会との関係を整理して、当該会費の位置付けを明確にすべきである。

用語説明

指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの